

第5次鹿島市食育推進基本計画

令和8年度～令和13年度



令和 8 年 3 月

佐賀県 鹿島市

はじめに

(計画策定の趣旨)

「食」は、私たちが健やかに生きるための礎であり、生涯にわたって心身の健康を育むとともに、豊かな人間性を形成する上で欠かせないものです。本市では、これまで「鹿島市食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校、保育所、地域などが連携しながら、食育の普及啓発に努めてまいりました。

鹿島市は、有明海の恵みや多良岳山系の水、実り豊かな山や耕地に恵まれ、古くから多様な食文化が根付いた「食の宝庫」として知られています。生産者の皆様が丹精込めて育てた農水産物を、日々の食卓で味わうことは、健康の増進にとどまらず、地域経済の活性化や持続可能な社会の実現にも大きく寄与します。

しかし、社会情勢の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観、ニーズが大きく変容し、「食」を取り巻く状況は依然として重要な課題となっています。また、鹿島市の豊かな自然環境やそこから育まれる食文化を次世代へ確実に継承していくことも、私たちが担うべき大切な責務です。

本計画では、これまでの成果と課題を整理しながら、妊娠期から高齢期まであらゆる世代を対象とした「第 5 次鹿島市食育推進基本計画」を策定しました。この計画を通じて、市民の皆様が健やかで笑顔あふれる生活が送れるよう、さらなる食育の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただいた鹿島市食育推進基本計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

鹿島市長 松尾 勝利

○食育の語源

「食育」は、新語ではなく、わが国では明治時代以降、体育や知育とならぶものとして用いられてきた。明治 31 年には、石塚佐玄(いしづかさげん)が『通俗食物養成法』のなかで「今日、学童をもつ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき」と、明治 36 年に出版された村井弦斎(むらいげんさい)著の『食道楽』の中で、「小児には徳育よりも、智育よりも、体育よりも食育が先。体育、徳育の根元も食育にある。」と「食育」について記述している。

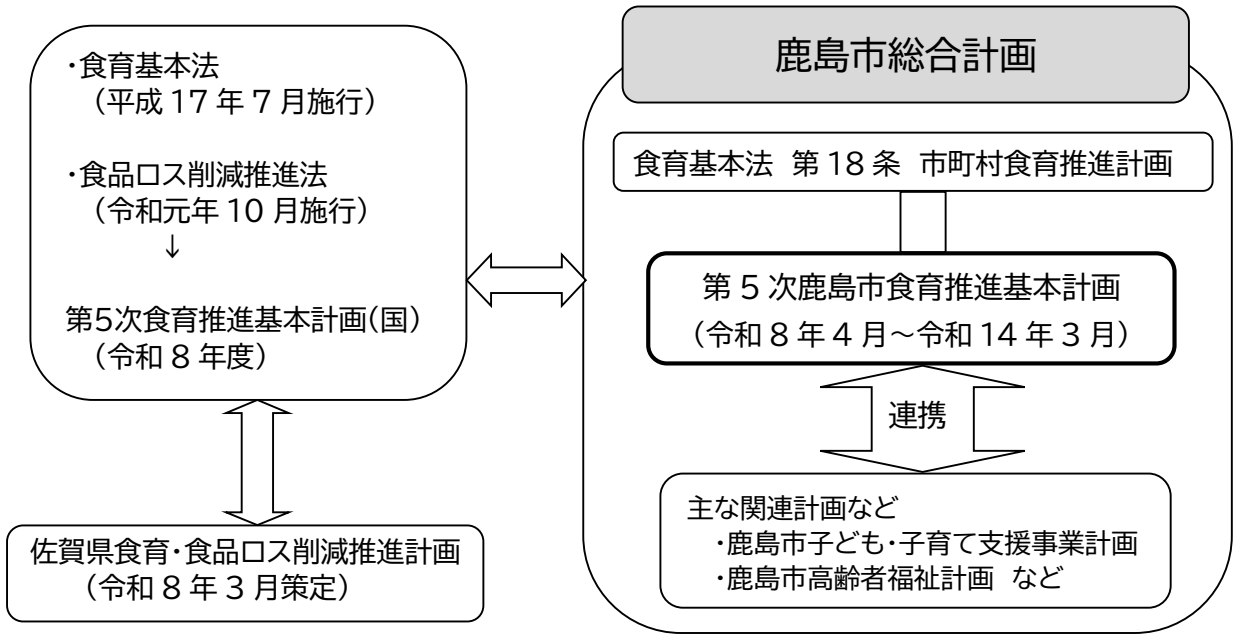
目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	・ ・ ・ ・ 1
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
第 2 章 鹿島市の現状	・ ・ ・ ・ 2
1 本市の概要	
2 市民の健康状態	
第 3 章 これまでの取組と評価	・ ・ ・ ・ 6
1 計画の主な取組	
2 計画の評価	
第 4 章 食育の概念と目指すべき方向	・ ・ ・ ・ 12
1 食育の概念	
2 目指すべき方向	
3 食育推進の体制	
第 5 章 第 5 次食育推進基本計画の展開と目標	・ ・ ・ ・ 14
1 具体的な取組	
2 目標指標	
3 ライフステージごとの取組	
資料編	
1. 鹿島市食育に関するアンケートの集計結果	・ ・ ・ ・ 24
2. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会 名簿等	・ ・ ・ ・ 32
3. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ 33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本市の食育を推進する上での基本的な指針とするものです。実施にあたっては、国、県の食育推進計画、さらには「第八次鹿島市総合計画」をはじめとする本市の他の計画との整合性を図ります。



食育基本法第 18 条第 1 項
市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているとき、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2. 計画の期間

本市の計画は、令和8年(2026)年度を初年度として、令和13(2031)年度までの6年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画内容を見直します。

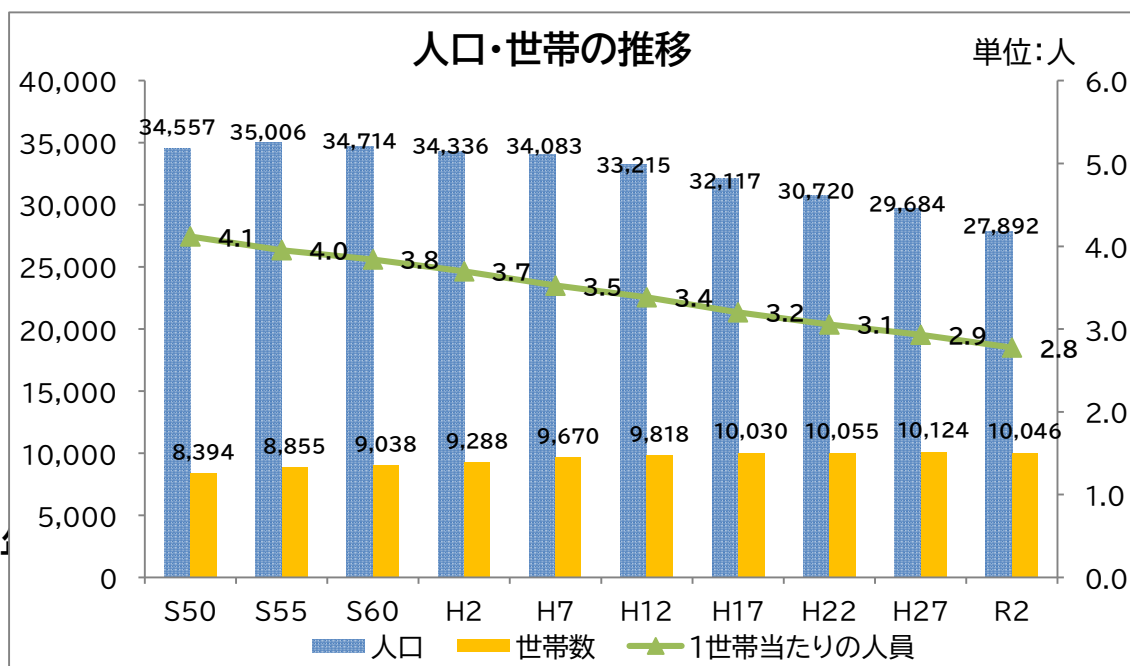
これまでの食育推進基本計画 策定期間

平成 19 年 7 月～ 平成 23 年度 (5 年間)	平成 24 年～ 平成 27 年度 (4 年間)	平成 28 年度～ 令和 3 年 6 月 (5 年間)	令和 3 年 7 月～ 令和 8 年 3 月 (5年間)	令和 8 年 4 月～ 令和 14 年 3 月 (6 年間)
第 1 次 食育計画	第 2 次 食育計画	第 3 次 食育計画	第 4 次 食育計画	第 5 次 食育計画

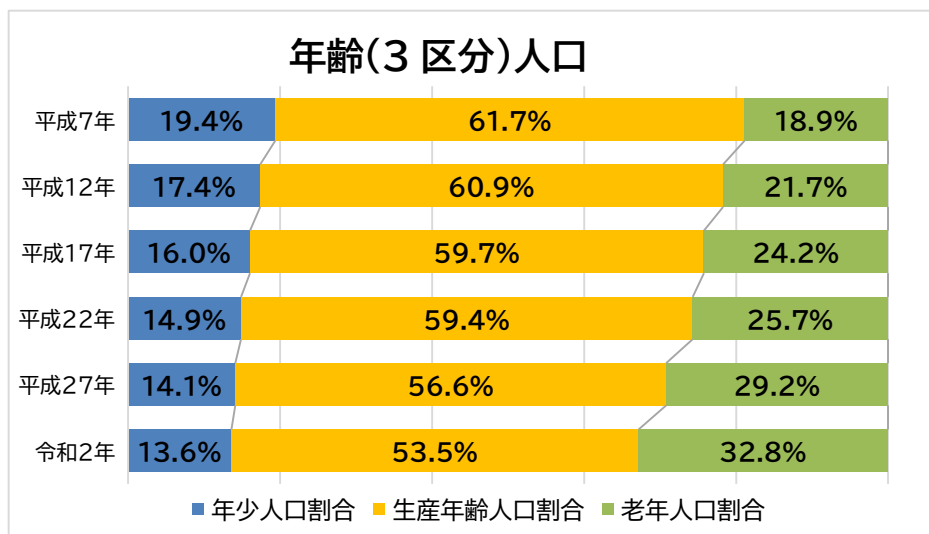
第2章 鹿島市の現状

1. 本市の概要

令和8(2026)年の3月末時点における本市の人口は26,697人であり、年々減少傾向にあります。特に平成17年以降は、減少幅が拡大しています。一方で、人口は減少しているにもかかわらず世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員は減少しています。これは、核家族化や単身世帯の増加など、世帯構成の変化が進行していることを示しています。また、年少人口及び生産年齢人口が減少するのに対し、老年人口は増加しており、人口構成における高齢化が一層進展している状況です。



(総務省「国勢調査」より)



(総務省「国勢調査」より)

全国から見た佐賀県

- ・年少人口割合
3位 13.45%
(全国平均 11.92%)
- ・生産年齢人口
31位 55.91%
(全国平均 59.52%)
- ・老年人口割合
26位 30.63%
(全国平均 28.56%)

2. 市民の健康状態

市では生活習慣病予防と重症化予防のために、40歳から74歳までの市民(国保加入者)を対象に、特定健診を実施しています。

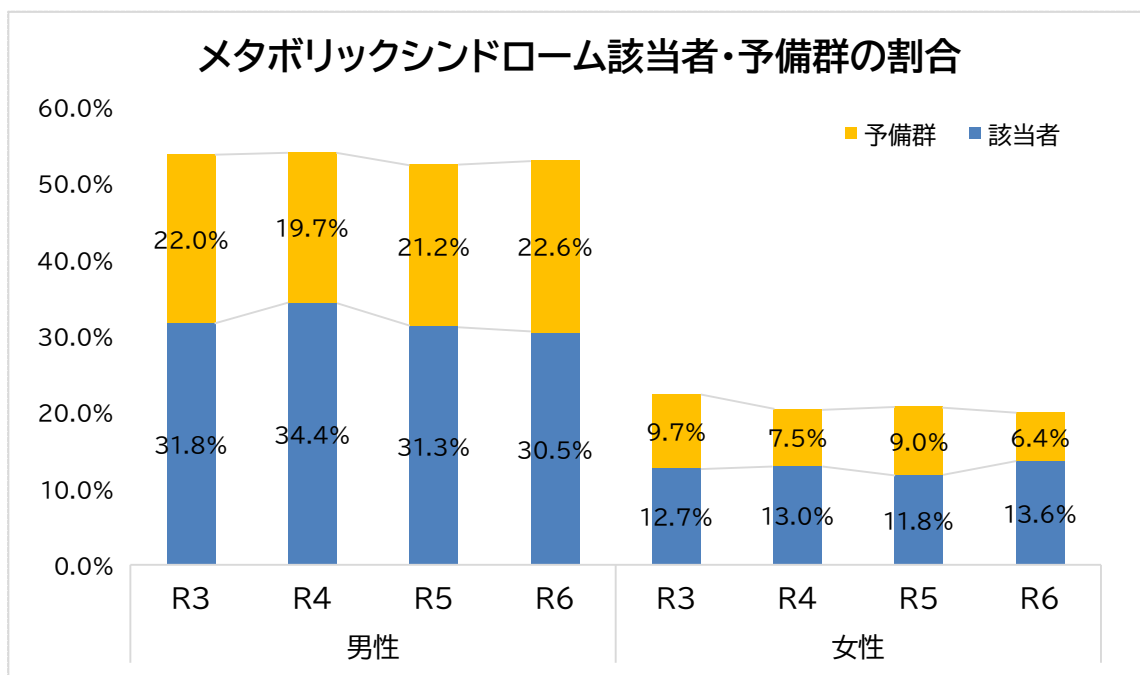
健診の結果より、メタボリックシンドローム該当者・予備群を抽出し、個々に応じた生活習慣改善に向け取組の提案や支援(特定保健指導)を行っています。

特定健診受診率の推移

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
受診対象者数	4,475 人	4,324 人	4,162 人	3,952 人
受診者数	1,921 人	1,861 人	1,787 人	1,769 人
受診率	42.9%	43.0%	42.9%	44.8%

(1)メタボリックシンドローム判定区分について

鹿島市が国民健康保険被保険者に実施している特定健診を受診された男性の約5割、女性は約2割がメタボリックシンドローム該当者・予備群(※注1)に該当しています。男性と女性の割合を比較すると、男性の方が女性より2.5倍と高い水準にあります。



(「鹿島市国保特定健診結果」より)

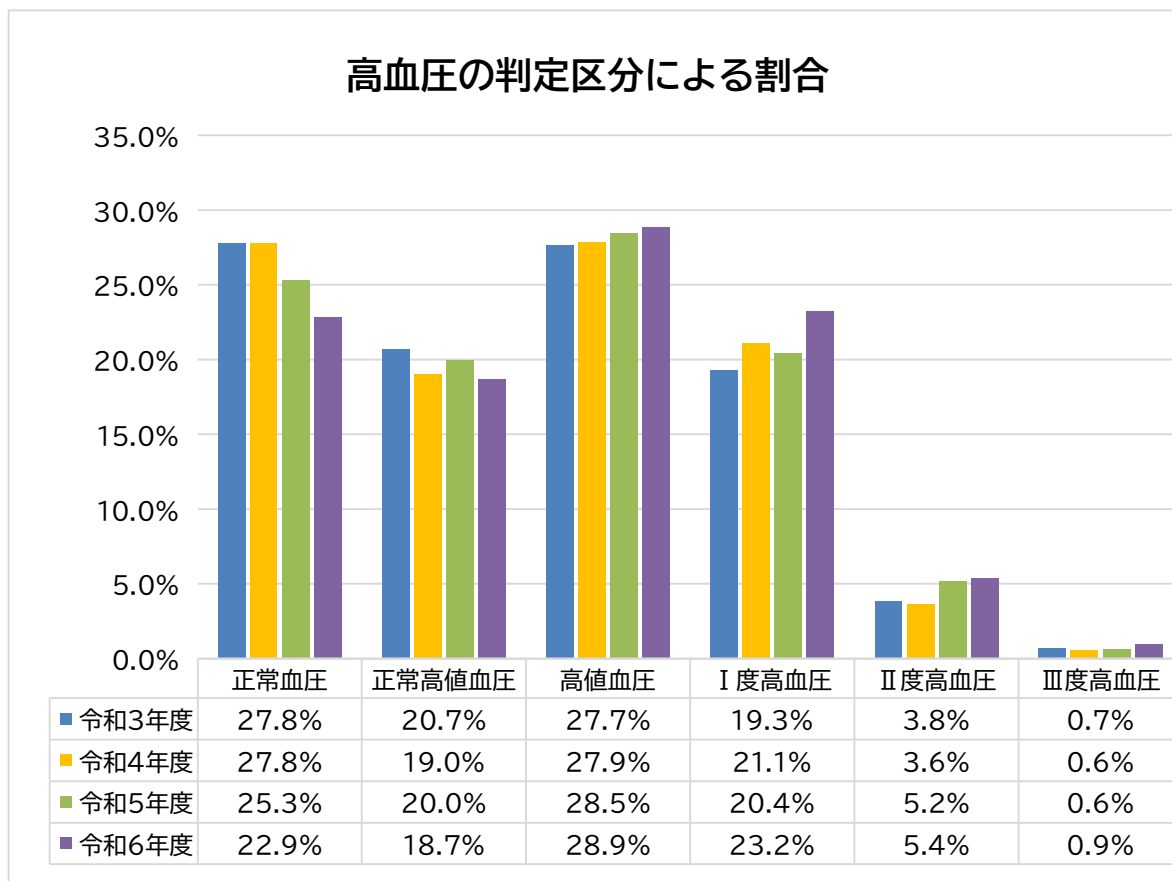
(※注1)

メタボリックシンドローム

過剰な内臓脂肪の蓄積に加え、高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指します。腹囲が基準値以上(男性:85cm、女性 90cm)で、高血糖・高血圧・脂質異常など、1つでも該当した場合は「メタボリックシンドローム予備群」。2つ以上に該当した場合は、「メタボリックシンドローム該当者」と判定されます。

(2)高血圧の判定区分について(※注2)

特定健診受診された方のうち、「正常血圧」の割合は減少しており、「Ⅰ度高血圧」「Ⅱ度高血圧」「Ⅲ度高血圧」が増加傾向にあります。



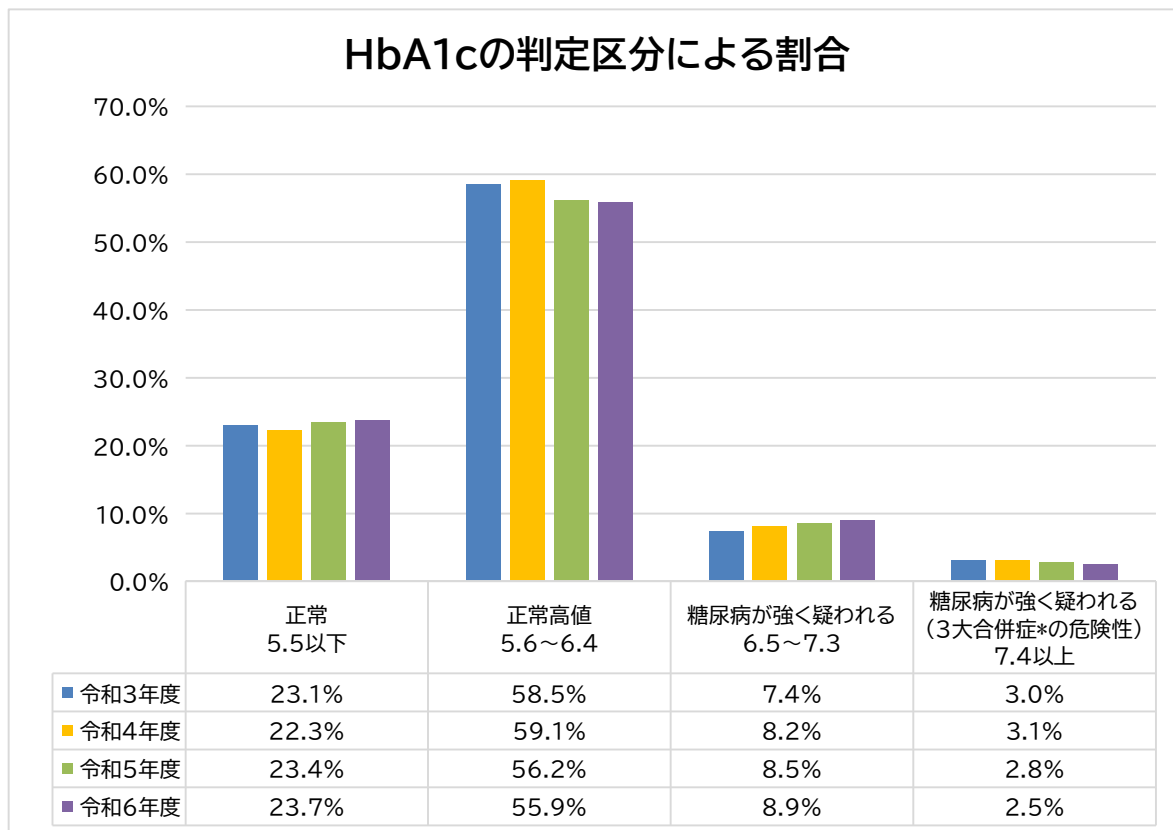
(「鹿島市国保特定健診結果」より)

(※注2)

分類	収縮期		拡張期
正常血圧	<120	かつ	<80
正常高値血圧	120～129	かつ	<80
高血圧	130～139	かつ/または	80～89
Ⅰ度高血圧	140～159	かつ/または	90～99
Ⅱ度高血圧	160～179	かつ/または	100～109
Ⅲ度高血圧	≥180	または	≥110

(3)HbA1c の判定区分について

特定健診受診者のうち、HbA1c(※注3)判定区分「正常高値(5.6～6.4%)」が最も高く、約半数以上が該当します。「糖尿病が強く疑われる(6.5～7.3%)」に該当する人の割合は年々微増傾向にあります。



(※注3)

HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)

血糖コントロールを評価するための指標の1つ。

過去1～2か月の血糖コントロール状態の評価を行う上で重要な指標。

HbA1c

- 5.5%以下 …正常
- 5.6～6.4% …正常高値～糖尿病の可能性を否定できない
- 6.5～7.3% …糖尿病が強く疑われる
- 7.4%以上 …糖尿病が強く疑われる(3大合併症が出てくる)

※3 大合併症…糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経障害

第3章 これまでの取組と評価

1. 計画の主な取組

<家庭・地域における食育の推進>

- ・「食改さんの料理教室」を「食育の日」に合わせて開催しました。地元でとれた旬の食材を生かした献立を作り、実施しています。生活習慣の改善、食文化の継承や郷土への理解を深めました。
- ・高齢者への「料理講習会」を実施しました。特にフレイル予防の普及・啓発に努め、心身機能の維持向上を図りました。
- ・「ヘルスマイト養成講座」を開催し、生涯を通じた健康づくりを推進するため、地域で健康づくりを支援するヘルスマイトを養成しました。



ヘルスマイト養成講座

<保育所・認定こども園・幼稚園における食育の推進>

- ・各園で食育年間計画を作成実施し、発達段階に応じた食育の推進に取り組みました。
- ・歯磨き指導で、よく噛むことの大切さや口腔機能の維持を身につけるように努めました。
- ・先生や友だちと一緒に食べることで、配膳や食器・箸の持ち方、正しい姿勢で食べるなどの食事マナーを身につけるように努めました。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶を毎回行いました。
- ・野菜栽培や収穫、給食やおやつ作りなどの「食」の体験を通して、食材への親しみや食べることの楽しみ、「食を営む力」を培うように努めました。
- ・おにぎり作りなど、自分で調理することで「食」に親しむ機会を作りました。
- ・「親子料理教室」を実施しました。親子参加型教室で、食・調理の大切さや楽しさを体験するきっかけづくりをしました。
- ・ICT等を活用して、園だよりで保護者へ情報発信し、保護者の「食」の関心を深めていきました。

<小学校・中学校における食育の推進>

- ・地元農産物を紹介する「鹿島の味体験」事業を実施し、食農学習の推進を図りました。
- ・「次世代育成料理教室(なかよし食育料理教室)」を開催しました。食の知識を習得し、料理の楽しさや食文化の継承、食について考えるきっかけ作りに取り組むことができました。
- ・授業参観日における食育の授業公開や学校給食試食会などを通じて保護者への啓発に取り組むことができました。
- ・食育担当者や栄養教諭などを中心に、家庭・地域との連携による発達段階に応じた食育を推進しました。学校給食を生きた教材として活用するほか、学校ごとにチームとして協働で取り組み、学校教育活動全体における体系的・継続的な食育の指導に取り組みました。
- ・小学校では、栄養教諭と学級担任が連携した食に関する指導を、全学級で行うことができました。中学校では、給食の時間に年2回ずつ食に関する講話を全学級で行い、感謝の心や食事のマナー及び栄養バランスのとれた食事のとり方を理解し、好き嫌いをしないで食べようとする態度を育てることができました。
- ・家庭で不足しがちな鉄・食物繊維などの摂取に努めるとともに、地元産の食材の活用や、行事食や郷土料理などの和食、アンコール給食を取り入れるなど、学校給食の充実を図ることができました。



アンコール給食



郷土料理

- ・過度の痩身や肥満、食物アレルギーなどの食に関する健康課題を有する児童生徒に対しては、健診時に学校医と相談して家庭連絡を行いました。個別的な相談指導を充実させるためには、対象者のスクリーニングを行い、全教職員が個別指導の方針について理解したうえで、学級担任、養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、学校医、保護者等が連携を図り、進めていきます。
- ・食育推進のために、給食試食会や授業実践を計画的に行い、児童生徒や家庭への啓発を行いました。定期的に給食だよりを発行し、食育の重要性や適切な栄養管理、季節に応じた食事や全国各地の郷土料理について知らせることができました。

- ・ 小学校低学年では、かむことの大切さについて授業で取り組みました。実際に昆布をかむ体験活動を通して、よくかむことの大切さを知り、よくかんで食べようとする意欲を持つことができました。

<行政における食育の推進>

- ・ 広報誌やホームページなどで、食育に関する情報を提供し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めました。
- ・ 「食育月間(6月・11月)」「食育の日(毎月19日と第3金・土・日)」の推進に努めました。
- ・ 「離乳食教室(前期・後期)」「幼児食教室」において、講話やデモンストレーション等を通して、正しい知識や発達に合わせた調理方法を学び、健やかな食生活の形成を促しました。



離乳食教室



幼児食教室

- ・ 「赤ちゃん相談」「2か月児相談」「4か月健診」「1歳6か月健診」「3歳6か月健診」で保護者への栄養指導・相談を行いました。両親の不安軽減に努め、乳児・幼児の健康保持増進を図りました。
- ・ 「出前講座」では、健康意識を高め、自ら健康づくりに取り組めるよう健康情報を提供し、市民の生涯を通じた健康づくりを推進しました。
- ・ 「健康教室」を通いの場で実施しました。運動・栄養・口腔の観点からフレイルについて周知・啓発を行いました。
- ・ 特定健診の受診率向上に努めました。夜間や日曜日の開催、がんセット検診との同時実施など受診しやすい環境を整えました。
- ・ 特定健診結果説明会において、一人ひとりに合わせた保健指導・栄養指導を計画的に実施しました。
- ・ 鹿島市・太良町・JAで構成する「多良岳オレンジ海道を活かす会」の活動でぶどう販売やみかん狩り、稲刈りなどの収穫体験会を毎年実施しました。地元農産物の魅力を発信するとともに、生産者と消費者をつなぐことで、生産意欲向上にも繋がりました。
- ・ 食を通じた体験や市内事業者との交流機会の提供として、親子教室や市内事業者を講師として招いた教室を開催しました。地元産物の美味しさや魅力、みんな

で作って食べることの楽しさを伝えることが出来ました。

- ・令和 6 年 11 月には海道しるべ開館 10 周年イベントとして、毎週末に鹿島市産業活性化施設活用促進協議会メンバーによる各種教室、市内事業者による出店を行いました。
- ・イベントを実施し、市内事業者との交流、海道しるべの来館者増加と魅力発信、施設利用促進に努めました。
- ・市内事業者と連携し、地域資源を有効利用した加工品の共同開発に取り組みました。
- ・開発した商品は海道しるべでのテスト販売や市内各店舗での販売を開始、市内外で開催される物産展等への出展やイベント等でのPRなど販路拡大の支援にも取り組みました。

2. 計画の評価

目標指標の達成状況は以下のとおりです。令和 3 年に策定された第 4 次食育推進基本計画では、14 の指標を設定しました。

第 4 次食育推進基本計画 目標指標の達成状況

	項目	令和 2 年度 計画策定時	令和 7 年度 目標値	令和 7 年度 実績値	評価
1	朝食を毎日食べる者の割合(全世代)	84%	91%	—	評価不可
2	健康に食事は大切であるとする児童の割合(小学校)	男:80.1% 女:89.7%	男:91.5% 女:92.7%	99%	A
3	健康に食事は大切であるとする生徒の割合(中学校)	男:84.6% 女:84.3%	男:90.3% 女:88.2%	99%	A
4	家族団らんの食事をしている人の割合(週3日以上)	71%	78%	70%	D
5	自宅で「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする園児の割合 (保育所・認定こども園・幼稚園)	88%	92%	88%	C
6	主食・主菜・副菜をバランス良く食べるように心がけている割合	76%	83%	—	評価不可
7	鹿島市国保特定健診受診率	(令和元年度値) 42.2%	45.0%	(令和 6 年度値) 44.8%	B
8	鹿島市国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム(該当者・予備群)の割合	(令和元年度値) 30.8%	25.0%	(令和 6 年度値) 34.7%	D
9	鹿島市国保特定健診受診者のうち糖尿病及び予備群の割合(HbA1c5.6%以上)	(令和元年度値) 78.6%	66.0%	(令和 6 年度値) 67.3%	B
10	学校給食における副食の地元産(県内産)の利用割合 (佐賀県の「学校給食における県産農産物等の利用状況調査」による)	25%	55%	47%	B
11	医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合	47%	65%	44%	D
12	商品化に向けた加工品の開発	(令和元年度値) 16品/年	10品/年	4品/年	D
13	栄養教諭による1か月あたりの地場産物を活用した食に関する指導平均の取組数	1回/月	6回以上/月	(令和 6 年度値) 9回/月	A
14	3歳児で歯磨きをしている割合	99%	100%	(令和 6 年度値) 99%	C

評価指標 A:目標値達成/B:基準値から改善(目標値は未達成)/C:基準値を維持/D:基準値より悪化

※項目 1・6については、アンケートの内容を変更等したため、評価不可としています。

総 括

本市では、令和 3 年 6 月に第 4 次食育推進基本計画を策定し、各関係機関・団体及び行政の連携のもと食育の推進に取り組んできました。第 4 次計画においては、14 項目の目標を設定し、その達成に向けて各種取組を行ってきました。

目標達成した項目については、

- ・「健康に食事は大切であるとする児童の割合(小学校)」
- ・「健康に食事は大切であるとする生徒の割合(中学校)」
- ・「栄養教諭による1か月あたりの地場産物を活用した食に関する指導平均の取組数」

の3項目ありました。今後は、食が果たす役割のさらなる周知と自分事として食に関する知識等を身に付けようとする態度の育成に努めていきます。

基準値から改善がみられた項目としては、

- ・「鹿島市国保特定健診受診率」が 2.6 ポイント、
 - ・「特定健診受診者のうち糖尿病および予備群の割合」が 11.3 ポイント
 - ・「学校給食における副食の地元産(県内産)の利用割合」が 22 ポイント
- と、目標は達成していませんがそれぞれ基準値から大きく改善しています。

一方で、

- ・「家族団らんの食事をしている人の割合」は 1 ポイント
- ・「特定健診受診者のうちメタボリックシンドロームの割合」は 3.9 ポイント
- ・「医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合」は 3 ポイント
- ・「商品化に向けた加工品の開発」

については、いずれも計画策定時の基準値を下回る結果となりました。中でも「医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合」は年々減少しており、「価格が高い」「必要量が確保できない」などの課題が挙げられます。また、健診結果からはメタボリックシンドロームの増加や高血圧の増加傾向など、生活習慣病に関する課題も明らかになりました。

今後、健康の保持・増進のために食育を推進していく上で、食育の重要性を広く周知するとともに継続した取組が必要です。

第4章 食育の概念と目指すべき方向

1. 食育の概念

本市では食育を次のように定義します。

- 人間の生活に最も大切な「食」を通して、いのちの尊さを学び、自分自身と家族の心身の健康を維持する方法を身につけ、家族及び地域の人々、歴史、文化との結び付きを確認できる人を育てること。
- 地域の歴史や特性を見つめ直し、地域で育まれてきた食や農、自然環境等を生かして豊かな食文化を継承し、育んでいくこと。

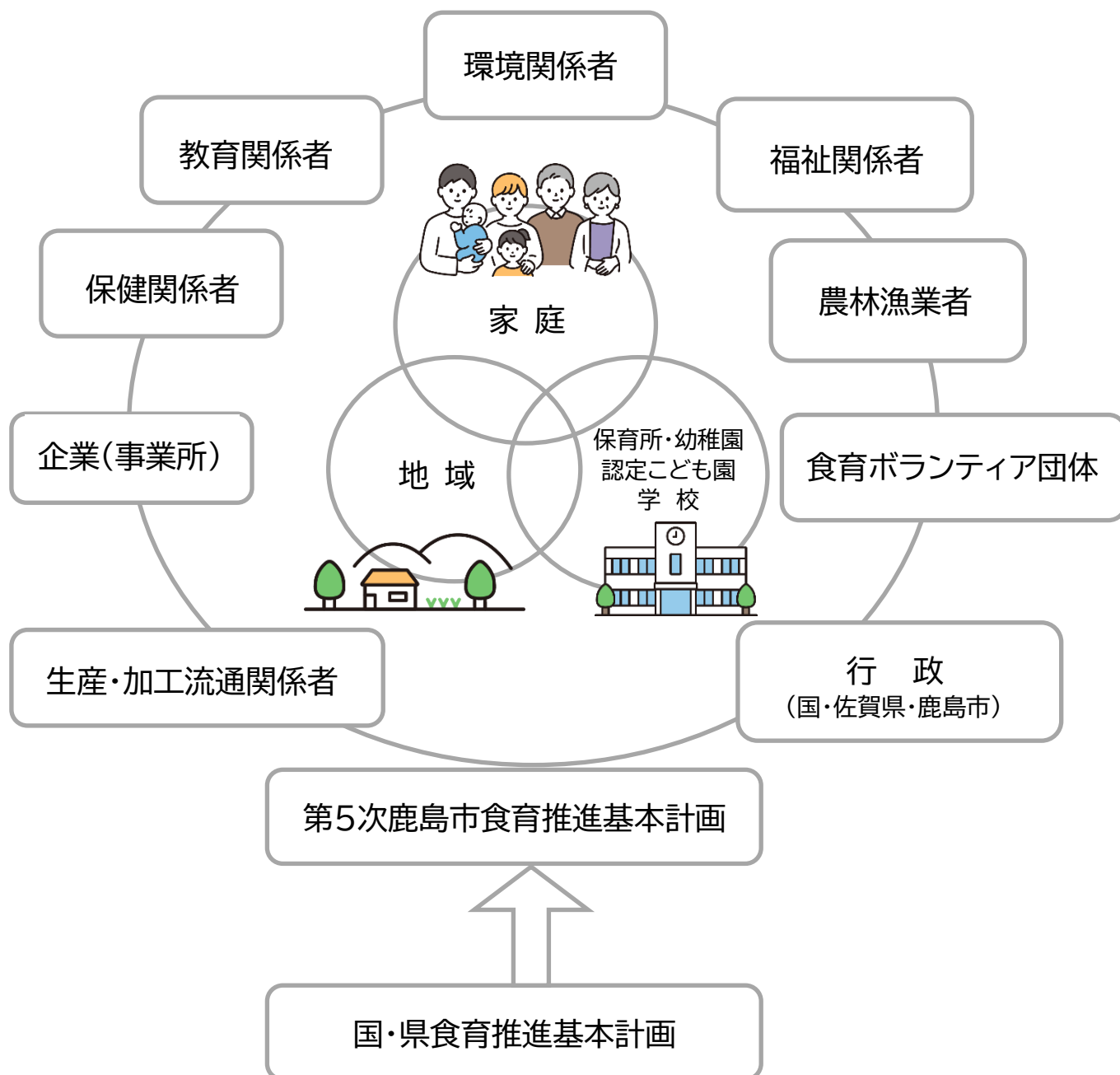
2. 目指すべき方向

- ① 食でつながる健康寿命の延伸
 - ・健康づくりや生活習慣病予防に取り組む
 - ・栄養バランスのよい食事を心がける
- ② 食で育む豊かな心
 - ・食を通していのちの尊さを実感し、感謝の念と豊かな心を育てる
 - ・家族が食卓を囲み、食事の楽しさや大切さを実感し、家族の絆を深める
 - ・家族や生活の多様化に対応した健全で充実した食生活を推進する
 - ・若い世代に食に関する知識を深め、食への意識を高める
- ③ 食で学び伝える鹿島の文化
 - ・鹿島市の伝統的郷土料理や発酵文化等の食文化を継承する
 - ・食農体験学習など様々な活動を通して、地域及び郷土を理解する
- ④ 安心安全な食の生産と理解
 - ・地産地消を推進する
 - ・安心安全な農産物の生産、提供を促進する
- ⑤ 食育に関する情報提供と交流
 - ・様々な広報手段により、食育の理解を深め、実践を促す
 - ・農業体験や交流活動を推進し、鹿島への理解を深める
- ⑥ 食への感謝と食品ロス問題への認識
 - ・食べ物を大切に消費していく意識を高める
 - ・未利用食品の有効活用を推進する

3. 食育推進の体制

計画の推進は、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、積極的に「食育」を実践することが必要です。推進するためには、様々な組織がそれぞれの役割に応じて主体的かつ多様に連携・協働しながら活動します。

(イメージ図)



第 5 章 第 5 次食育推進基本計画の展開と目標

1. 具体的な取組

食育を推進するためには、家庭や地域、保育園などや小中学校、行政といった多様な分野が連携し、それぞれの役割を果たすことが不可欠です。各関係者がその特性や能力を生かしながら相互に協力し、取り組むことが重要です。

■家庭・地域での推進

家庭は食習慣の基礎を築き、文化を次世代へ継承する場です。共食を通じたマナー習得や感謝の心を育み、健康的な生活習慣の実践を啓発します。地域では地産地消や交流を通じ、主体的な食文化継承を図ります。あわせて、衛生管理や栄養、歯磨き習慣等の知識普及に努め、市民が自ら食を選択し、生涯健康に暮らせるよう推進していきます。

施策	主な取組
(1) 望ましい食習慣の形成	・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 ・家族や友人などと一緒に食事をする共食の推進 ・若い世代への食育の推進 ・母子健康手帳を通じて、食に対する意識の向上をはかる ・乳幼児の食の大切さや食に関する情報の普及や啓発 (離乳食教室・幼児食教室・乳幼児健診での個別相談)   幼児食教室 乳幼児健診での個別相談
(2) 食育に関する情報発信、普及・啓発	・鹿島市食育推進基本計画の作成・周知による市民の理解の促進 ・広報誌や HP、SNS を利用した情報発信 ・「食育月間」「食育の日」の推進

(3)健康寿命延伸につながる食育の推進	・健康診断結果に応じた栄養や運動指導の充実 ・健康教室、出前講座などによる生活習慣病予防及び重症化予防の観点からの食育の普及啓発 ・高齢者の閉じこもりやフレイルの予防・改善  健康教室(一体的実施事業)
(4)伝統的な食文化継承活動の推進	・食文化を次育成世代に継承する担い手の育成 ・食生活改善推進協議会などと連携し、地域の食材や郷土料理の普及活動の実施  食改さんの料理教室
(5)歯の健康を保つための健康づくり	・乳幼児期からの歯科健診の習慣化のため、歯科保健指導の実施 ・歯科検診の受診勧奨、口腔内の健康保持、よく噛んで食べる習慣の啓発

■保育所・認定こども園・幼稚園における食育の展開

乳幼児期は、食習慣や生活リズムの基礎となる重要な時期です。子どもたちが多くの時間を過ごす保育所・認定こども園・幼稚園は、乳幼児期の食育を進めていく場として大きな役割を担っています。

保育園、認定こども園では「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、各施設の実情に応じた食育年間計画を策定し、子どもたちの発達段階に応じた食育を推進します。

幼稚園では、「幼稚園教育要領」に基づき、食育を推進します。

施策	主な取組
(1)食育の推進	■保育所・認定こども園 ①食の大切さを理解する ・「食」に関する興味・関心を持ち、おいしく・楽しく食べる ②食事の基本的マナー・歯磨き習慣の習得する ③食材と触れ合う機会をもち、食への関心を養う ・農業体験を通し、食材がどこで・どのように・どうやって育っているかを学ぶ ・「食」の恵みを知ることで「食」への感謝の気持ちを育む ・調理体験を実施し、自分で調理することの楽しさや大変さを学ぶ ■幼稚園 ・先生や友達と食べることの楽しみ、食べ物に興味・関心を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう食育を推進
(2)家庭との連携	・食育の取組みについて、ICT等を活用し保護者へ情報を発信 ・保護者の「食」の関心を深め、食育に関する連携を図る

■小学校・中学校における食育の展開

AI技術の急速な発展など、社会情勢、働き方、価値観などが複雑かつ不確実性の高い状況で目まぐるしく変化し、予測困難な状況の中、子どもたちの食や健康への考え方も多様化していることから、学校には引き続き、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。現状を踏まえ、以下の内容を取り組みます。

施策	主な取組
(1)推進体制の充実	・食育担当者や栄養教諭などを中心とした食育の推進 ・家庭・地域との連携による発達段階に応じた食育の推進 ・学校ごとに「食に関する指導の全体計画」の策定 ・学校給食を生きた教材として活用 ・学校教育活動全体における体系的・継続的な食育の取組
(2)食に関する指導の充実	・児童生徒の食に関する自己管理能力の養成 ・栄養教諭と学級担任が連携し、全学級で食に関する指導の実施 ・発達段階に応じた食育の充実 ・学校給食を通した、感謝の心や食事のマナー及び栄養バランスのとれた食事のとり方の理解と、好き嫌いをなく食べようとする態度の育成 ・児童生徒が生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うために、学校教育活動全体を通じた指導の実施
(3)食に関する体験活動の推進	総合的な学習の時間や生活科・家庭科などでの取組 ・生産者等との交流、栽培・調理体験 ・自然の恵みや勤労に感謝する気持ちの育成 ・命と食に感謝する気持ちの育成（食品ロスの視点）
(4)学校給食の充実	①必要な栄養素量の確保 ・成長期にある児童生徒の健康の保持増進や体位の向上を促す、栄養のバランスを考えた献立作成 ・日常生活において不足しがちな栄養素を補うため、鉄・食物繊維などの積極的な摂取 ・生活習慣病予防のため、減塩に配慮した献立作成 ②地場産物の活用 ・地元産の食材を積極的に活用した学校給食の提供 ・地域の生産者団体などとの連携 ・地元産の食材を通した、地域の文化や産業、環境負荷の低減、生産に携わる人々の勤労などの理解と、食に対する感謝の気持ち

	ちや残さず食べようとする心の育成 ・ 地場産物を活用した給食についての啓発活動 (校内放送、動画・掲示・配布資料など) ・ 地元の食材を学ぶことにより、「かしま愛」を醸成 ③魅力のある学校給食 ・ 行事食や郷土料理などの和食を取り入れ、和食文化や地域の食文化への興味と理解を深め、郷土愛を育成 ・ 「日本味めぐり」「世界味めぐり」など、各地の料理を取り入れた異文化理解 ・ 児童生徒の「アンコール給食」の実施   アンコール給食 二十日正月行事食（昆布巻き）
(5)食育を通した健康状態の改善などの推進	・ 食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導 (過度の痩身や肥満、食物アレルギーなど) ・ 栄養教諭と学級担任や養護教諭、学校医などの連携した、保護者の理解と協力のもとに進める食育指導
(6)学校・家庭・地域の連携	・ 効果的な食育の推進を図るために、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭を中核として、学校・家庭・PTA・関係団体などが連携・協力した取り組みを推進 ・ 授業参観日における食育の授業公開 ・ 学校給食試食会 ・ 学校・学級だよりや給食だよりなどの広報活動 ・ 食育講演会の実施 ・ 地域のお年寄りや生産者との交流給食の実施 ・ 食文化の継承を目的とした、なかよし食育料理教室の推進   なかよし食育料理教室

■環境に配慮した食の循環の推進

食に関する感謝の念を深めていく上では、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要です。農林水産業について正しく学習する「食農学習」、新鮮で安全・安心な食材を提供し、生産者と消費者を結びつける「地産地消」、農林水産業の生産に関する体験活動や人々との交流を深める「都市農村交流」を基本として、全ての市民が食と農に対する理解を深めることで、健康で豊かな食生活を実現できるよう努めることが重要だと考えます。これらの食育活動を推進します。

施策	主な取組
(1)「食農学習」の推進	・子どもたちを対象に播種や栽培、収穫、食など一連の作業を行うことにより農業と食の大切さを学習する農業体験活動・料理教室の推進 ・給食で子どもたちに地元農産物を紹介し、その素晴らしさと郷土への誇りを育む鹿島の味体験事業の実施 ・伝統的な食文化を継承する地域活動の推進
(2)「地産地消」の推進	・地場産物の供給体制強化に努め、消費者が求める安全な農産物を安定して供給できるよう生産品目の増加や環境保全型農業の推進 ・学校や保育所、医療機関、福祉施設の給食における地場産物の利用を増やすことにより、食育・地産地消を推進 ・消費者が地元農産物を購入するよう積極的な地産地消の取り組みを推進し、広報誌・HPなどで啓発
(3)「都市農村交流」の拡大	・都市農村交流に取り組む人材の育成や事業を行う個人・団体の組織化を推進 ・生産者や民宿、直売所などの連携を強化し、地域が一体となった交流の促進 ・広報誌・HPなどで情報発信し、都市住民と農林漁業者の交流を促進 オレンジ海道を活かす会の収穫祭

■食品の加工・流通・販売分野

食品の加工流通販売の分野において、食の安全・安心を確保しながら健全な 食生活を送るためには、食品表示や食品の安全性確保などについての情報提供に加え、生産者と消費者との交流を通し、食への興味や理解促進を図る取り組みも重要となります。これらの状況を踏まえ、これからの食育活動を推進します。

施策	主な取組
(1)食の安全・安心に関する知識の普及	・ 食品表示や食品安全に関する研修会の実施 ・ 市民への正確な情報提供
(2)生産者と消費者の交流促進	・ 食への興味・理解を深めるための交流イベントの企画・実施 ・ 生産現場への理解を育む体験の提供
(3)「海道しるべ」を拠点とした食育活動の展開	・ 子どもから大人まで参加できる体験教室の実施 ・ 農産物を利用した調理体験・親子食体験の提供 ・ 生産者と消費者が直接触れ合える機会の創出  活性化施設活動事業
(4)規格外農産物の利活用推進	・ 形が悪く出荷できない農産物の有効活用 ・ 規格外品を用いた加工品の開発支援 ・ 廃棄削減と地域 6 次産業化の推進

2.目標指標

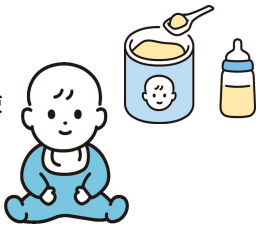
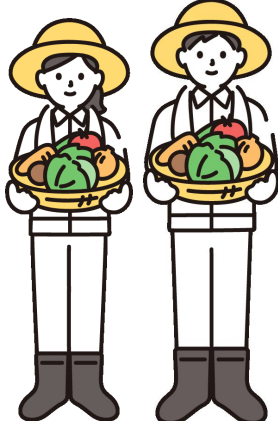
第5次食育推進基本計画においては、第4次計画の指標達成状況を踏まえ、施策の成果や達成度を測る指標として目標値を設定します。

第5次食育推進基本計画 目標指標

	項目	令和7年度 現状値	令和13年度 目標値
1	毎日の食事について、毎日またはほとんど毎日3回食事をする (小学校)	94%	95%
2	毎日の食事について、毎日またはほとんど毎日3回食事をする (中学校)	91%	95%
3	食育に関心がある人の割合	80%	85%
4	家族団らんの食事をしている人の割合(週3日以上)	70%	78%
5	自宅で「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする園児 の割合 (保育所・認定こども園・幼稚園)	88%	92%
6	鹿島市国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム(該 当者・予備群)の割合	(令和6年度値) 35%	25%
7	鹿島市国保特定健診受診者のうち糖尿病及び予備群の割合 (HbA1c5.6%以上)	(令和6年度値) 67%	60%
8	学校給食における副食の地元産(県内産)の利用割合(佐賀県 の「学校給食における県産農産物等の利用状況調査」による)	47%	55%
9	医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合	44%	50%
10	県産農産物に関する会議・食品加工の施設利用件数	(令和6年度値) 500件/年	500件/年
11	親子を対象とした県産農産物を使用した教室の開催	(令和6年度値) 4回/年	4回/年
12	小学校及び中学校の給食(おかず・ごはん・パン)の平均残食率 (重量ベース)	(令和6年度値) 0.8%	0.6%
13	栄養教諭による1か月あたりの地場産物を活用した食に関する 指導平均の取組数	(令和6年度値) 9回/月	9回以上/月
14	3歳児で歯磨きをしている割合	(令和6年度値) 99%	99%

3.ライフステージごとの取組

	取 り	
	本人・家庭の取り組み	幼稚園・保育所・学校の取り組み
妊産婦期	・規則正しい食習慣を身につけ、朝・昼・夕の食事をきちんととりましょう ・食事バランスや栄養について理解し、食についての正しい知識や情報を身につけましょう ・妊婦健康診査を受けましょう - 妊娠23週まで⇒4週間に1回以上 - 妊娠24～35週まで⇒2週間に1回以上 - 妊娠36週以降出産まで⇒毎週1回 	
乳幼児期	■乳児期 ・できるだけゆったりとした環境で授乳し、親子の愛着を実感しましょう ・毎日同じリズムで授乳や離乳食をあげるよう努めましょう ・成長に合わせて授乳や離乳食の回数、進め方を理解し、実践しましょう ・まわりの人は母子を支援し、授乳しやすい環境づくりに努めましょう ■幼児期 ・早寝、早起き、朝ごはんを実践しましょう ・食事のあいさつやマナーを身につけましょう ・食事の時はテレビを消して、会話を楽しみながら食べましょう ・毎日の歯磨き習慣を身に付けましょう	■幼稚園・保育所 ・朝食の大切さを理解させる ・食事中の基本的マナーや食後の歯磨き習慣を習得させる ・農業体験や調理体験を通じて食材と触れ合う機会を持ち、食への関心を養う ・給食に関する家庭への情報提供及び家庭と園相互の連携に努める 
児童・生徒期	・早寝、早起き、朝ごはんを実践しましょう ・家族と一緒に楽しみながら食べましょう ・食事のあいさつやマナーを身につけましょう ・料理を作ったり、後片づけなどの手伝いをしましょう ・残さず食べましょう ・食に関わる全ての人や物に感謝しながら食べましょう ・給食の献立でバランスのとれた食事内容を理解しましょう ・給食で使用されている地域の特産品を知りましょう ・PTAや学校主催で行われる食育に関する講演会や給食試食会に積極的に参加しましょう ・伝統的食文化や家庭に伝わる料理について知り、家庭で料理しましょう ・毎日の歯磨き習慣を身につけ、定期的に歯科受診をしましょう	■学校 ・基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身につけさせる ・給食の時間に、感謝の心や食事のマナー及び栄養のバランスのとれた食事のとり方について啓発 ・地元食材の理解と生産者への感謝の気持ちを育む ・給食試食会を開催し、学校と家庭が連携した食育を推進する ・生活科、家庭科などの時間に食に関する体験活動を推進する ・食の専門的な知識をもつ栄養教諭等と担任が連携し食育に関する授業を実施する ・食物アレルギーへの対応を学校全体で実施する ・過度の痩身・肥満等食に関する健康課題を有する児童生徒に対して個別的な相談指導を、関係職員及び保護者と連携して実践する ■給食センター ・献立表や食育だより等を通じた啓発活動や、情報の発信 ・学校給食に地域食材を利用し、地産地消を推進する
中青年期期・高壮齢年期期	・規則正しい食習慣を身につけ、朝、昼、夕の食事をきちんととりましょう ・主食、主菜、副菜をそろえた食事をし、生活習慣(高齢期からは低栄養)の予防に努めましょう ・家族や友人と一緒に食べる機会を持ち、楽しんで食べましょう ・伝統的食文化を大切に、次世代に伝えるよう心がけましょう ・積極的に地元食材を購入するなど、地産地消を自主的に行いましょう ・毎日の歯磨き習慣を身につけ、定期的に歯科受診をしましょう ・年に1回、検(健)診などを受けましょう ・食品ロスを減らしましょう ・余った食品はフードバンクを利用して活用しましょう 	

組 み	
関係団体・地域等の取り組み	行政の取り組み
	■保健分野 ・母子健康手帳発行時における妊娠期の栄養指導 ・パンフレット「おなかのなかからはじめましょう～栄養士より～」配布 ・定期的な妊婦健康診査の受診勧奨
■母子保健推進協議会 4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健診での個別相談 ■食生活改善推進協議会 ・親子の食育教室の開催 ・伝統的な食文化の継承 ■農産加工直売所 ・玉ねぎなどの植付け、収穫体験 	■保健分野 ・赤ちゃん相談、4か月児、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診での栄養士による栄養相談 ・1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児への歯科検診とフッ化物塗布 ・離乳食教室、幼児食教室の開催 ・乳幼児訪問の実施 ・家族団らんの食事を推進 ■福祉分野 ・幼稚園保育所への食育推進のサポート
■食生活改善推進協議会 ・なかよし食育料理教室の開催 ・伝統的な食文化の継承 ■農業協同組合 ・市内小学校対象 田植え～稲刈り ・市内小学校へ地元食材の提供 ・市内小学校対象 味噌作り教室 ・小学生と保護者対象 食育料理教室 ・食と農を対象としたイベントの開催 ■漁業協同組合 ・市内小学校対象 海苔採苗から海苔ができるまでの体験学習(海苔摘み体験・疑似むっかけ体験) ・のりPR活動 ■農産加工直売所 ・玉ねぎなどの植付け、収穫体験	■農林水産分野 ・学校給食への地元農産物の利用を促進 ・農業体験学習活動の推進 
■食生活改善推進協議会 ・食改さんの料理教室の実施 ・高齢者食生活改善教室の実施 ・生活習慣病予防教室の実施 ・地区伝達講習会の実施 ■農業協同組合 ・野菜作り教室の開催 ・味噌作り教室 ・郷土料理教室の開催 ■漁業協同組合 ・地元の食材を使った料理講習 ・のりPR活動 ■農産加工直売所 ・野菜作り教室の開催 ■社会福祉協議会 ・一人暮らしや高齢者世帯への会食会の開催 ・フードバンクの普及促進 ■老人クラブ連合会 ・高齢者料理教室の開催	■保健分野 ・広報やホームページ等での食育に関する情報発信(朝ごはんの重要性や共食の推進、簡単なレシピや献立の掲載、「食育月間」・「食育の日」の推進など) ・特定健診の受診勧奨と特定保健指導の実施 ・歯周疾患検診の実施 ・赤ちゃん全戸訪問 ・成人健康相談の実施 ・介護予防教室の開催 ・高齢者教室の開催 ・出前講座の開催 ・高齢者会食会、配食サービスの実施 ■農林水産分野 ・地産地消や都市農村交流の啓発や情報発信 ■食品の加工・流通・販売分野 ・市内特産物を有効利用した新たな食品開発 ・食の安全・安心に関する研修会の実施

資料編 1.鹿島市食育に関するアンケート集計結果

「第5次鹿島市食育推進基本計画」策定にあたり、市民の食生活や食習慣の実態、食育に対する意識や理解、意見などを把握し、計画策定の参考資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

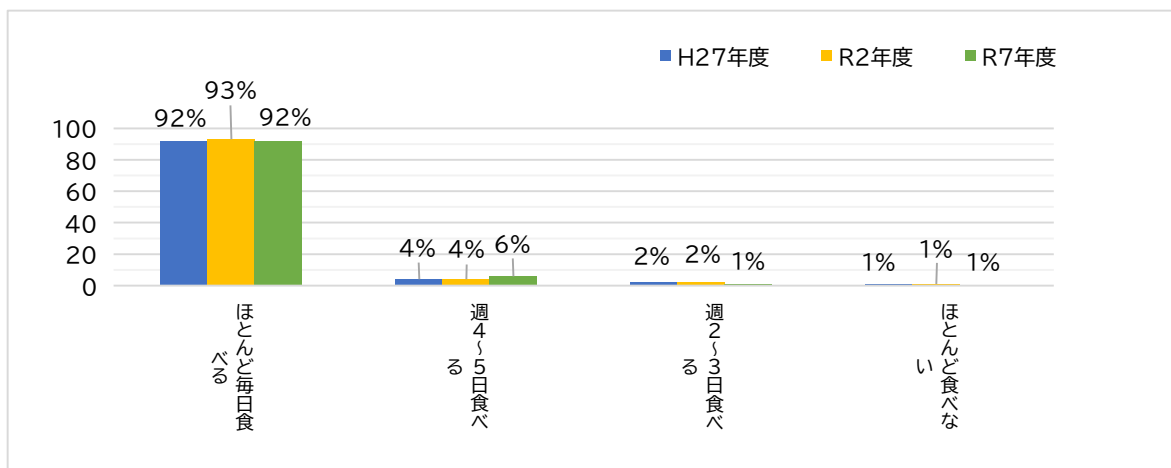
(1) 幼児期の食生活について

■実施概要

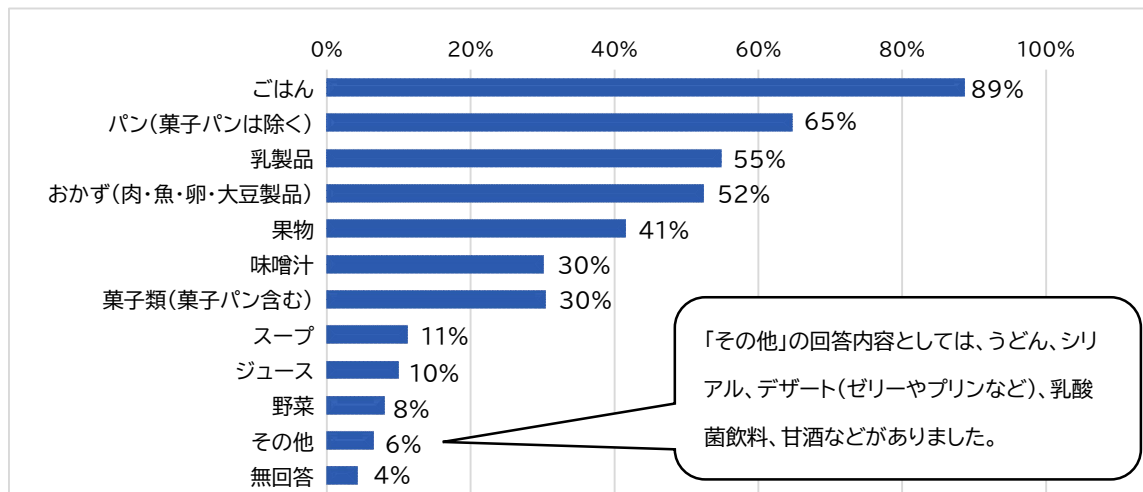
実施時期	令和7年9月
対象者	市内保育園、認定こども園、幼稚園を利用する3歳以上児の保護者
対象人数	561人
回答数	472人(回収率:84.1%)

■調査結果

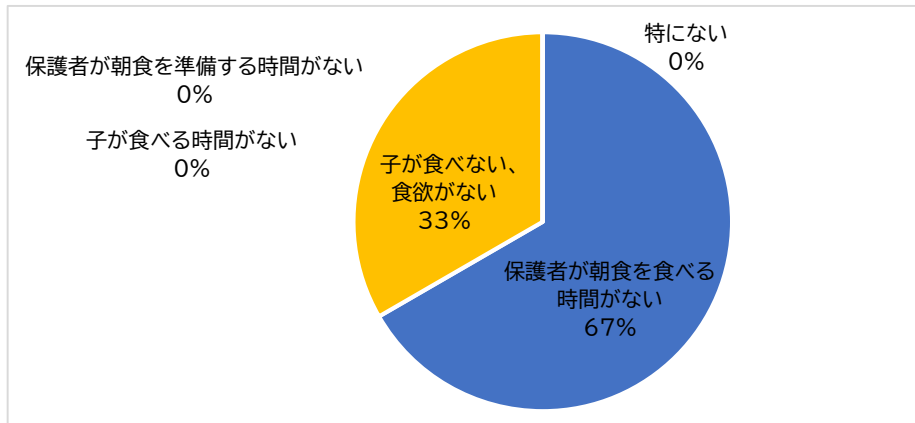
①朝食の摂取状況(前回調査と比較)(単回答)



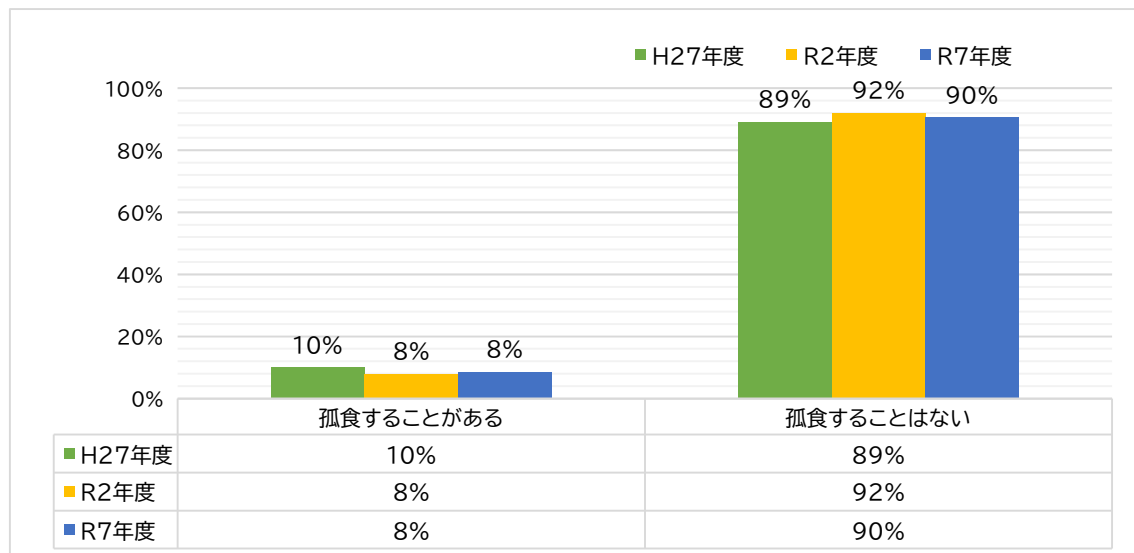
②朝食の内容(複数回答)



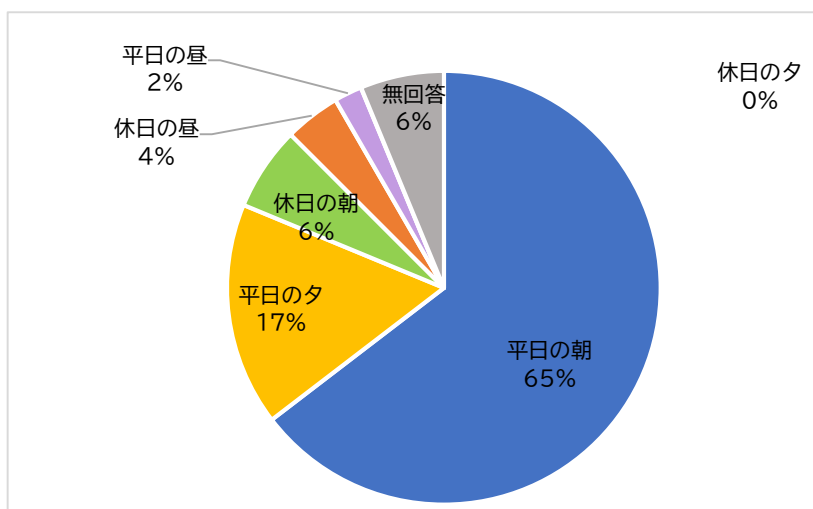
③朝食を摂取しない理由(単回答)



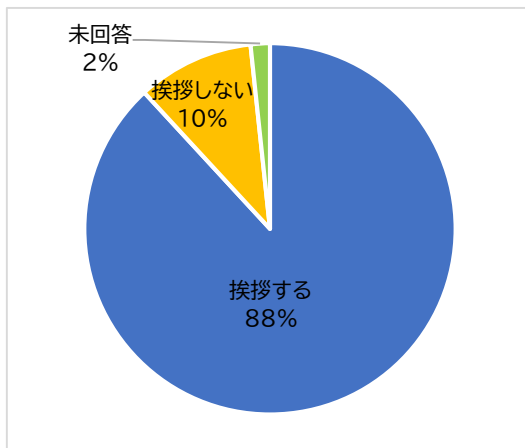
④孤食(子ひとりで食事)についての状況(前回調査と比較)(単回答)



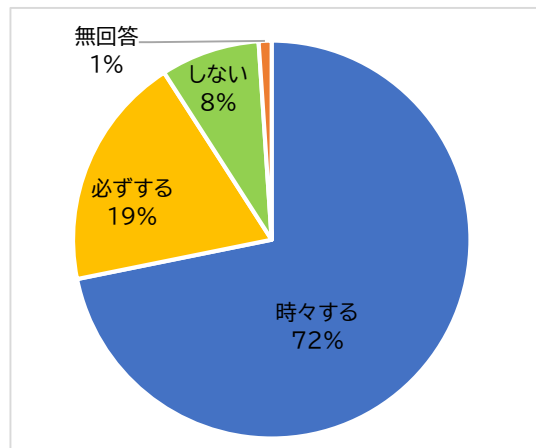
⑤孤食の時間(複数回答)



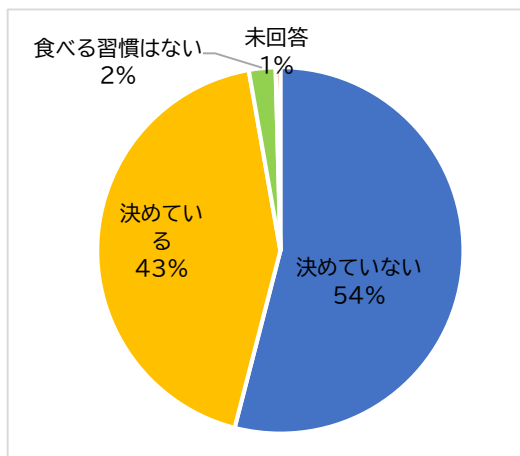
⑥「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶状況



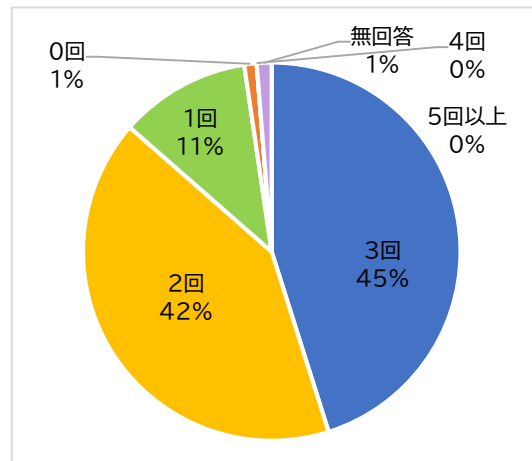
⑦お手伝いの状況



⑧間食の時間について



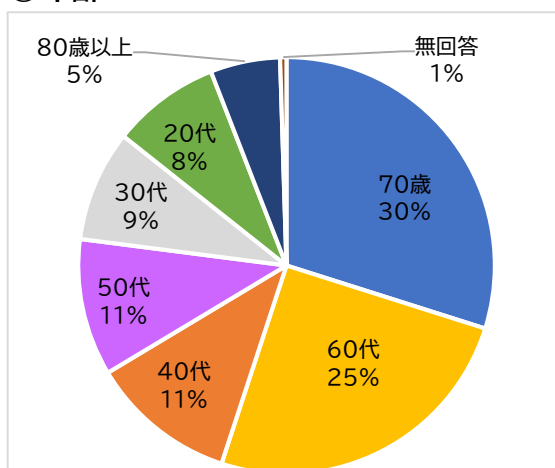
⑨歯磨きの回数



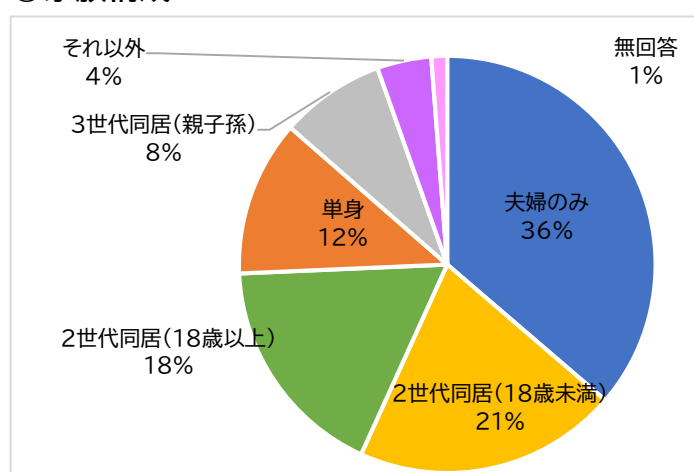
(2)成人期の食生活について

実施時期	令和 7 年 9 月～10 月
対象者	市内在住の 20 歳以上の男女
回答数	405 人

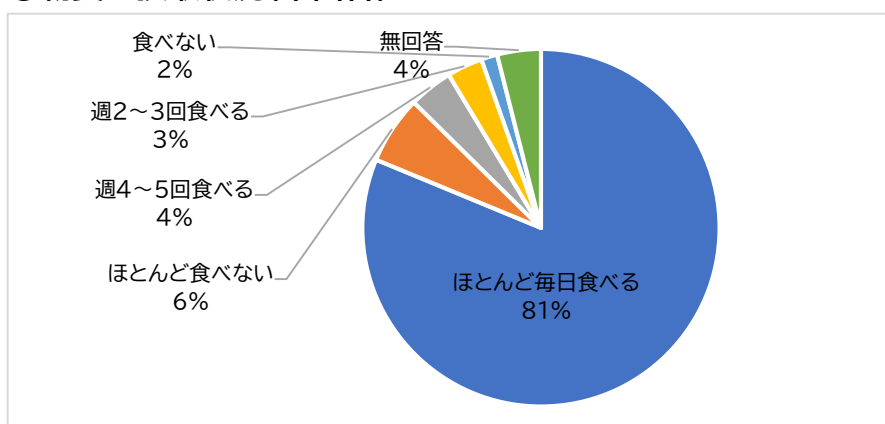
①年齢



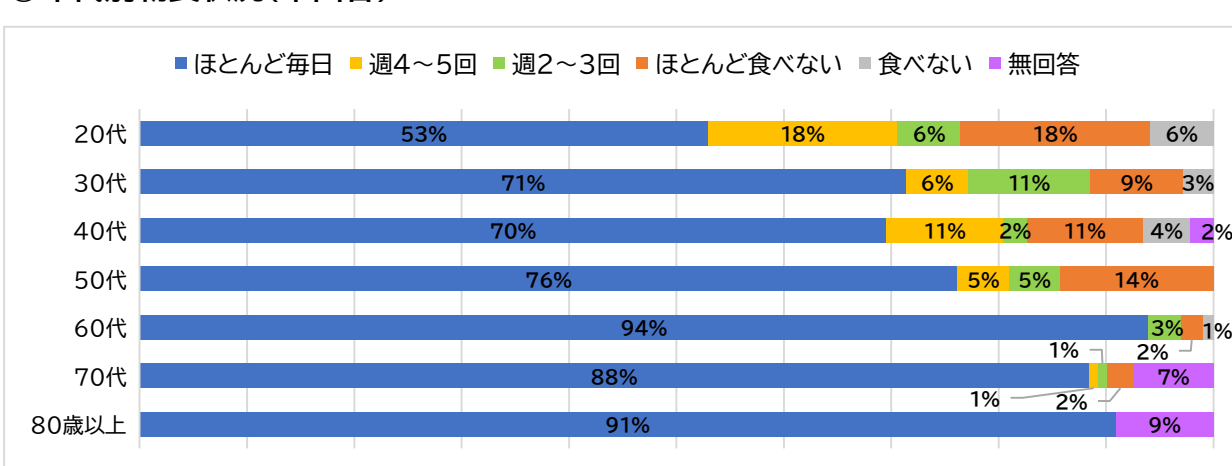
②家族構成



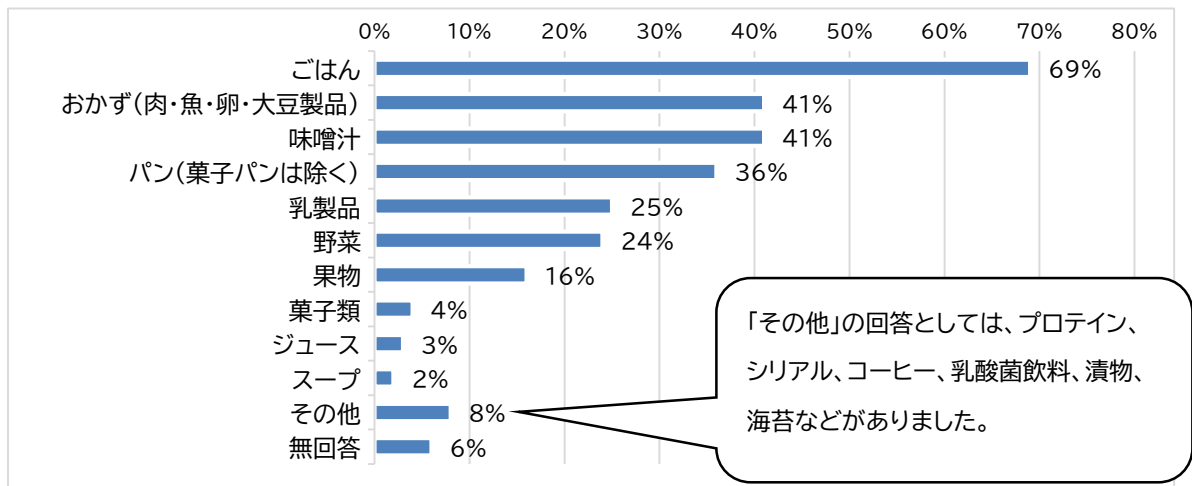
③朝食の摂取状況(単回答)



④年代別朝食状況(単回答)

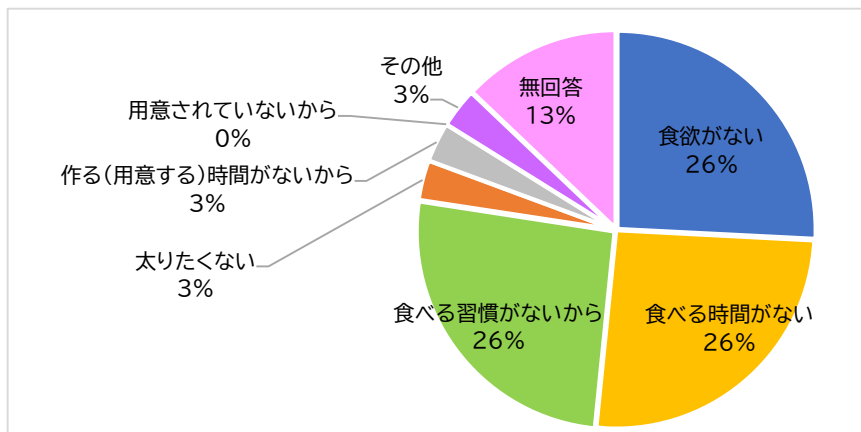


⑤朝食の内容(複数回答)

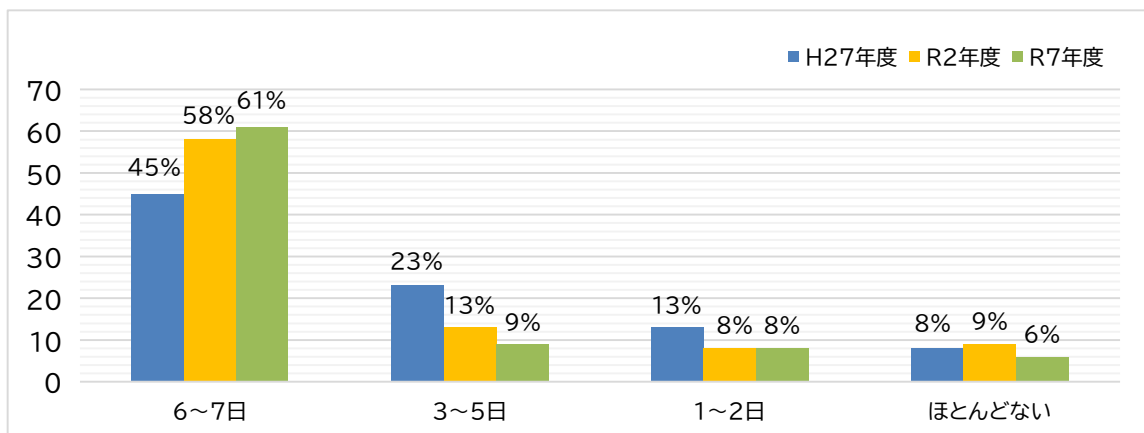


⑥朝食を食べない理由(単回答)

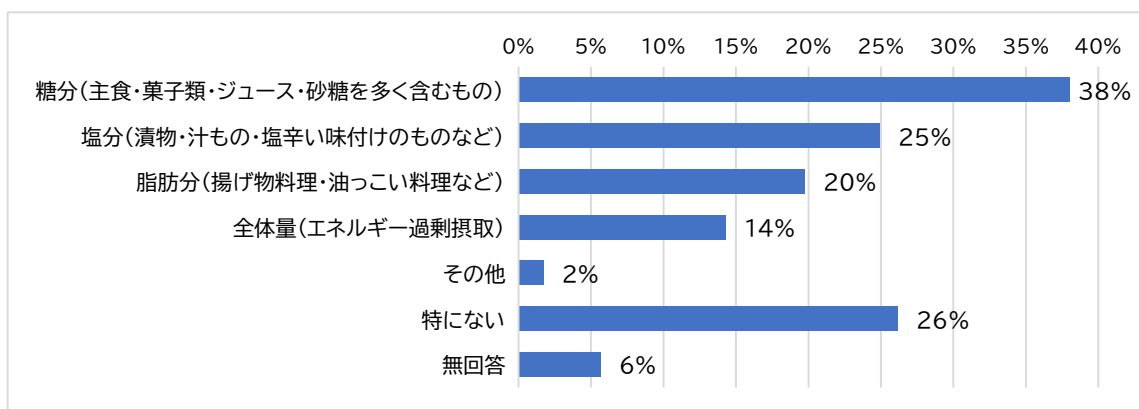
※「ほとんど食べない」「食べない」と回答した方へ質問



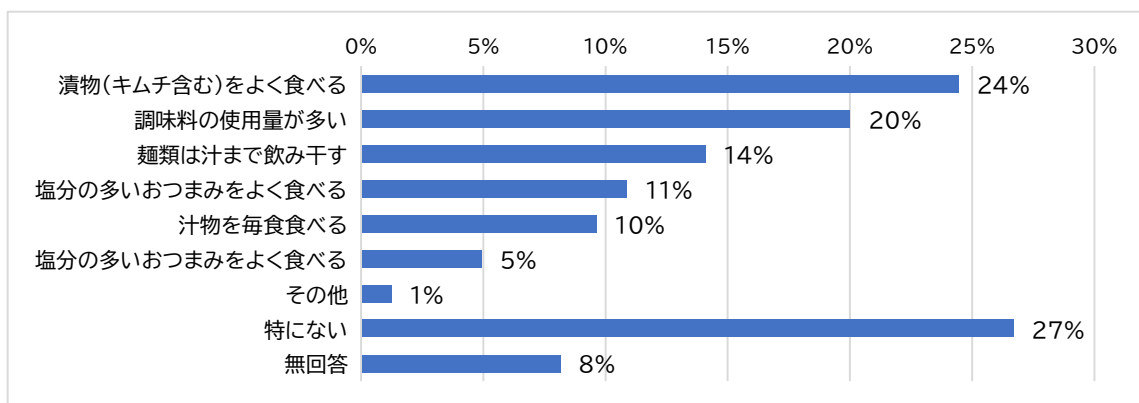
⑦家族団らんの日数(前回と比較)(単回答)



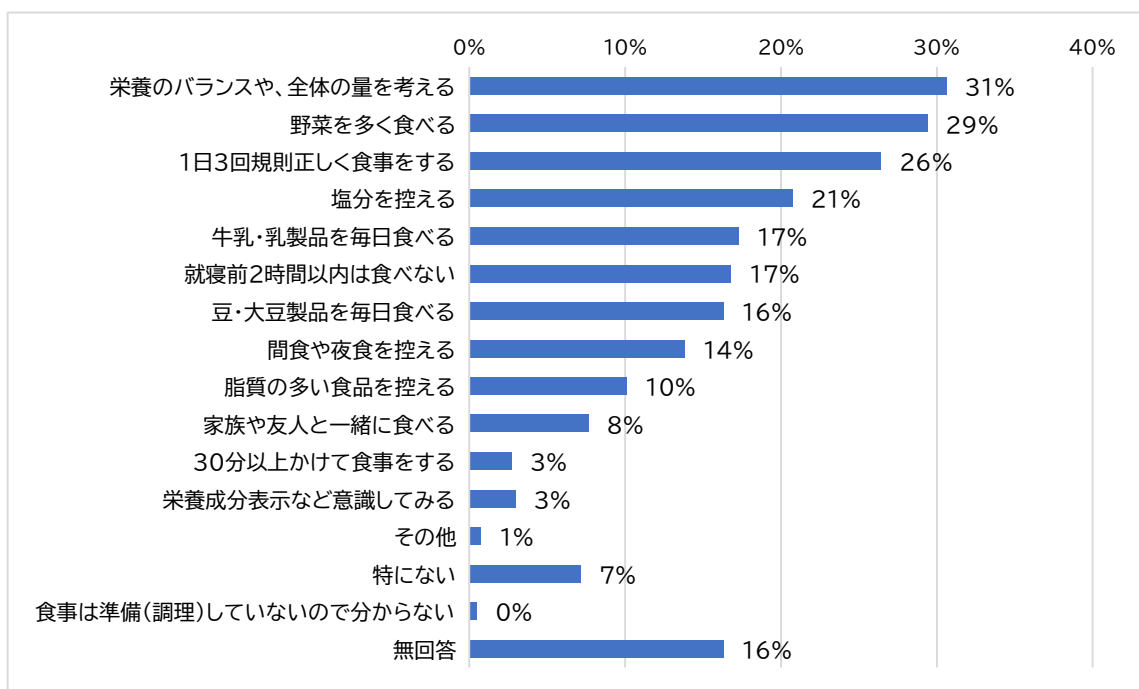
⑧食生活で過剰摂取していると思うもの(複数回答)



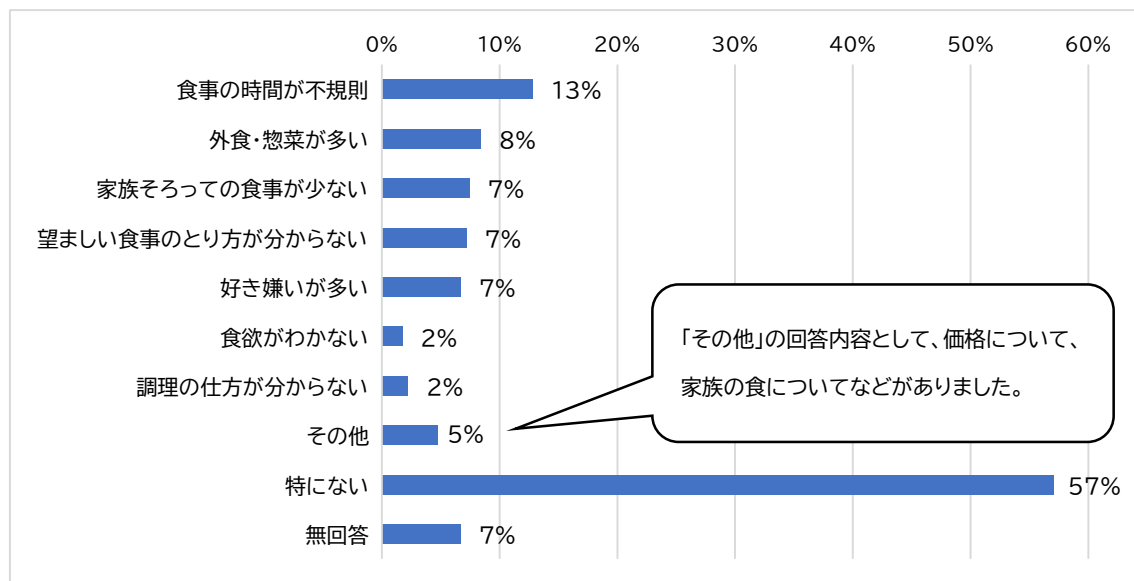
⑨塩分の過剰摂取に繋がっている食行動(複数回答)



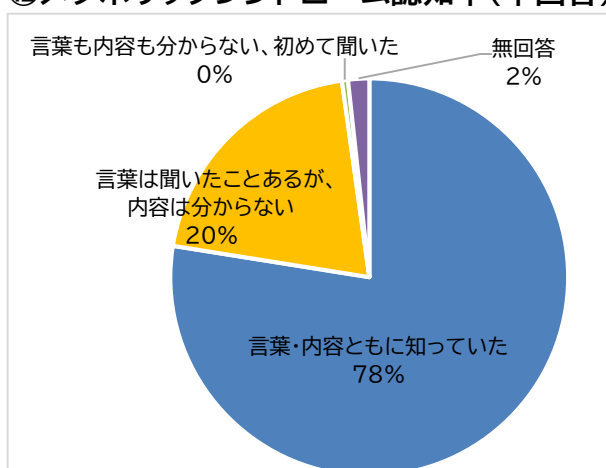
⑩食生活の中で気を付けていること(複数回答)



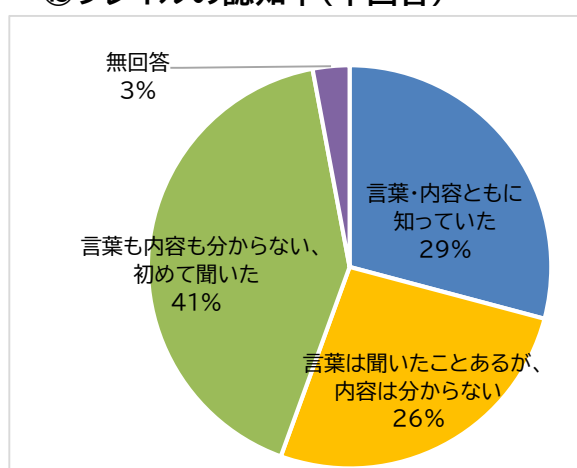
⑪食生活で気になること(複数回答)



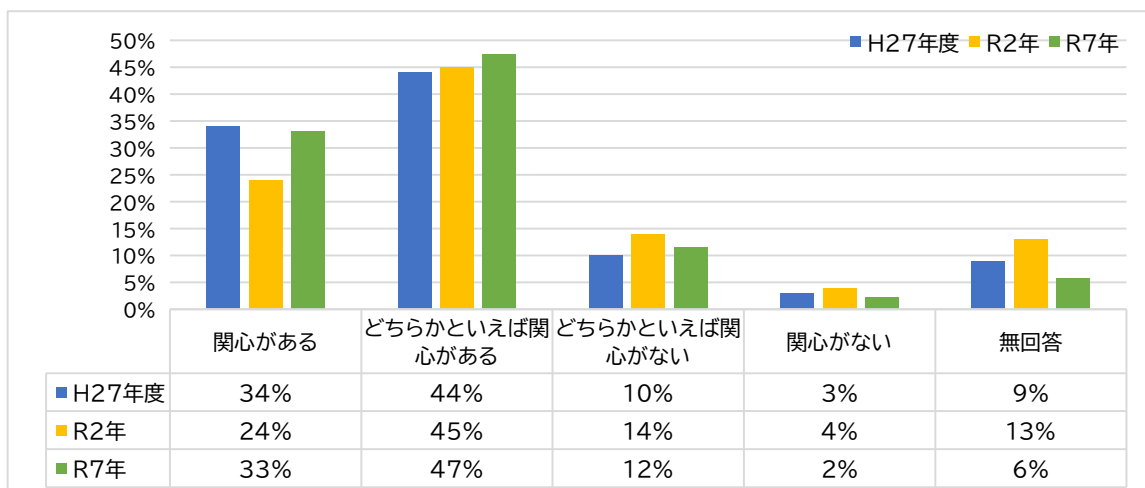
⑫メタボリックシンドローム認知率(単回答)



⑬フレイルの認知率(単回答)

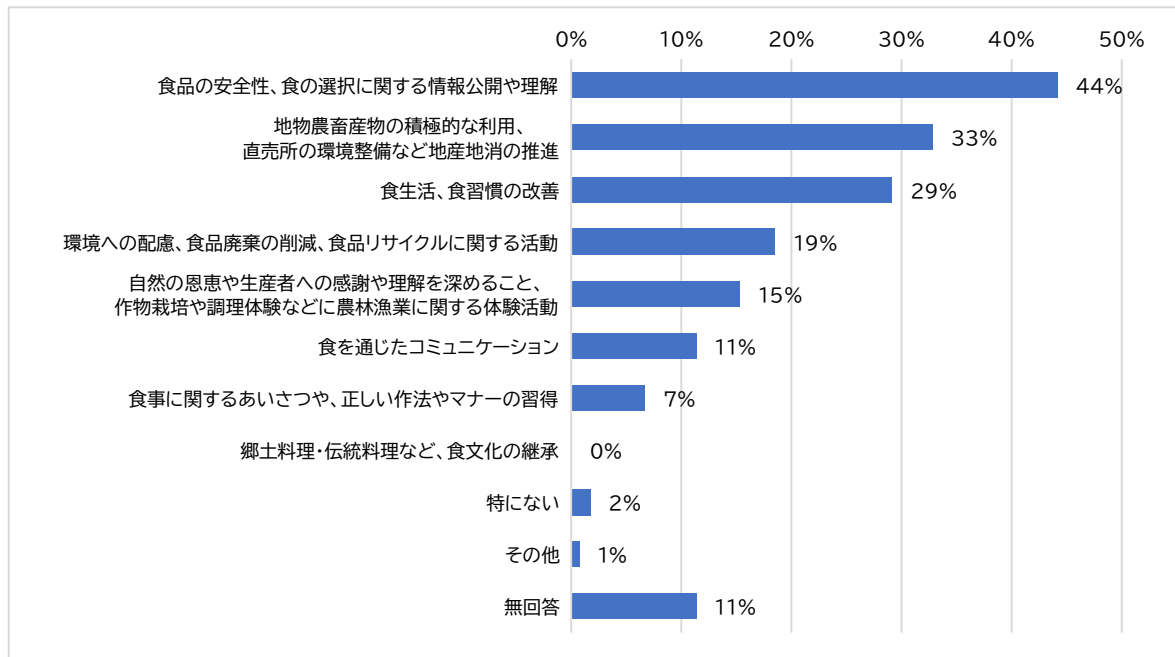


⑭食育の関心度(前回と比較)(単回答)

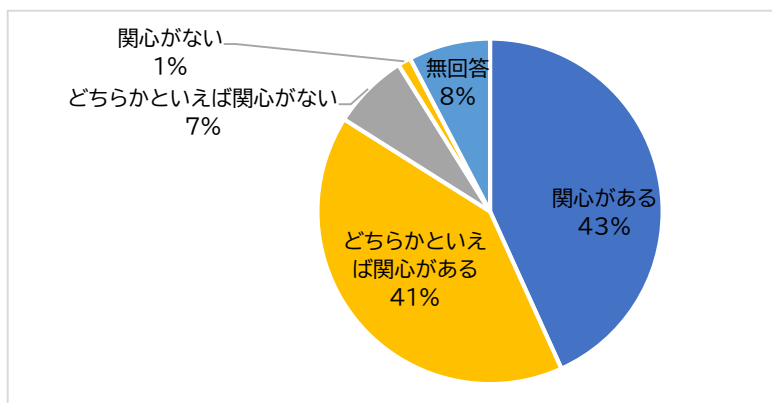


⑮関心があること、または地域全体的で行う事(複数回答)

※「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した方へ質問

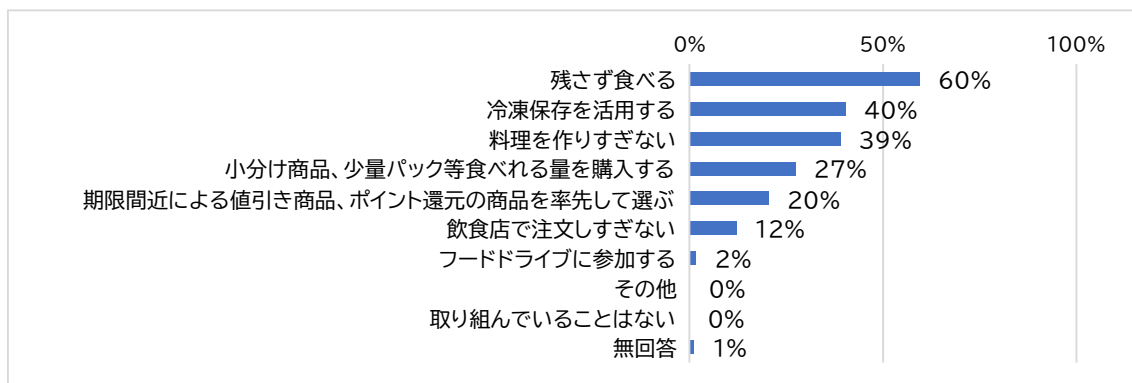


⑯食品ロスの関心度(単回答)



⑰食品ロスを減らすために取り組んでいる事(複数回答)

※「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した方へ質問



2. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会 名簿等

本基本計画は、下記策定委員の審議により策定しました。

(敬称略)

役職	所属団体等	氏 名
会長	鹿島市食生活改善推進協議会代表 (鹿島市食生活改善推進協議会 会長)	石田 雅子
副会長	鹿島市母子保健推進協議会代表 (鹿島市母子保健推進協議会 会長)	植松 光子
委員	杵藤保健福祉事務所代表 (杵藤保健福祉事務所 健康推進担当係長)	松尾 久美子
委員	鹿島市小中学校代表 (鹿島市立明倫小学校 栄養教諭)	森 真由美
委員	佐賀県栄養士会代表 (医療法人整肢会 副島整形外科病院 栄養科 係長)	大宅 徳仁
委員	佐賀県農業協同組合代表 (JA さが鹿島藤津営農経済センター 経済生活課 課長)	中橋 義幸
委員	佐賀県有明海漁業協同組合代表 (佐賀県有明海漁業協同組合鹿島市支所 主任)	平 裕希
委員	農産加工物直売所代表 (株式会社 七浦 道の駅鹿島)	浦川 祥子
委員	鹿島市保育会代表 (ことじ保育園 園長)	池田 厚子
委員	鹿島商工会議所代表 (鹿島商工会議所女性会 会長)	吉牟田 暁美

鹿島市食育推進基本計画 庁内作業部会

市民部	福祉課
教育委員会	教育総務課、給食センター
産業部	農林水産課、産業支援課、商工観光課

鹿島市食育推進基本計画 事務局

市民部	保険健康課(健康増進係)
-----	--------------



策定委員会

3. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

鹿島市訓令甲第35号

鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の食育施策において総合的かつ計画的な推進を目的とする鹿島市食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、鹿島市食育推進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 基本計画の作成に必要な情報の収集及び整理並びにそれらの提供に関すること。
- (2) 基本計画の原案の作成に関すること。
- (3) 基本計画の変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画の作成に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 農林漁業関係者
- (4) 保健関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の報酬は、鹿島市特別職の職員で非常勤の者の報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第17号)第2条第3項の規定により市長が定める額とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画を策定する日(基本計画の変更に当たっては、変更計画を策定する日)までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が会議に出席できないときは、委任状により代理人が出席できるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年訓令甲第61号)

この要綱は、公布の日(平成27年12月25日)から施行する。



第5次鹿島市食育推進基本計画

令和8年(2026年)3月

発行 鹿島市 市民部 保険健康課 健康増進係
(鹿島市保健センター)

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL 0954-63-3373

FAX 0954-63-2135

ホームページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>